

平成 28 年 3 月 14 日

養父市議会議長 勝 地 恒 久 様

生活環境常任委員会
委員長 深 澤 巧

委員会審査報告書

平成 28 年 2 月 25 日及び 26 日、本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、養父市議会会議規則第 101 条の規定により報告します。

記

- 1 審査年月日
平成 28 年 2 月 29 日（月）・3 月 2 日（水）
- 2 審査結果

議案番号	事 件 名	審査結果
議案第 27 号	養父市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について	原案可決すべきもの
議案第 31 号	養父市氷ノ山国際スキー場設置及び管理条例の制定について	原案可決すべきもの
議案第 32 号	養父市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
議案第 33 号	養父市市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
議案第 34 号	養父市特定公共賃貸住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
議案第 42 号	財産の譲渡について	原案可決すべきもの

議案番号	事 件 名	審査結果
議案第 43 号	市道路線の廃止について	原案可決すべきもの
議案第 44 号	市道路線の廃止について	原案可決すべきもの
議案第 45 号	市道路線の廃止について	原案可決すべきもの
議案第 46 号	市道路線の廃止について	原案可決すべきもの
議案第 47 号	市道路線の廃止について	原案可決すべきもの
議案第 48 号	市道路線の認定について	原案可決すべきもの
議案第 49 号	市道路線の認定について	原案可決すべきもの
議案第 50 号	市道路線の認定について	原案可決すべきもの
議案第 51 号	市道路線の認定について	原案可決すべきもの

(別紙) 審査内容等報告書

(別紙)

生活環境常任委員会 審査内容等報告書

**議案第 27 号 「養父市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定
について」**

【質疑】第 5 条で、消費生活相談員が専門的な知識を体得していることの定めがあるが、市の担当職員も研修をして体得しているのか。

【答弁】研修には積極的に参加している。今後も研修を重ね、相談対応や啓発活動の充実に努めていきたい。

【質疑】市の消費者窓口には、年間どのくらいの相談と被害があるのか。

【答弁】相談件数は、平成 25 年度 141 件、26 年度 190 件、27 年度は 12 月末で 132 件である。被害救済額は、平成 25 年度 391 万 5 千円、26 年度 398 万 8 千円、27 年度は 12 月末で 5,921 万 6 千円である。

**議案第 33 号 「養父市市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定
について」**

【質疑】連帯保証人 2 人のうち 1 人は市内居住者とするがあるが、市外からの入居者にとって、市内居住者を保証人とすることは困難ではないか。

【答弁】家賃滞納や入居中のトラブルがあった場合、遠方の保証人では迅速な対応が難しく、市内居住者に頼らざるを得ない。

今後 U・I ターンの入居希望者がふえれば、市内に居住する保証人を確保できないケースが想定される。養父市に移住していただくことが目的であるため、今後、いろいろな方策を考え対応していきたい。